

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次
◇選管告示 不在者投票管理者をおくことができる病院の追加指定

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五條第二項第二号の規定により不在者投票管理者をおくことができる病院を次のとおり追加指定した。

昭和二十八年四月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸

病院名 組合立 西伯病院

所在地 鳥取県西伯郡大国村大字倭三九七番地